

信州大学大学院総合医理工学研究科
総合理工学専攻及び生命医工学専攻 3 年制コース
学位論文の作成要領（2025. 4. 1改訂）

■はじめに

この要領では、信州大学大学院総合医理工学研究科総合理工学専攻、生命医工学専攻 3 年制コースにおける博士学位論文の作成について、必要な手続を解説します。この要領を確認して、論文の作成から学位授与後のインターネット公開までに必要な手続を行ってください。

なお、学位の取得に向けた学修・研究・論文執筆は、時間をかけて計画的に実施する必要があります。また学問分野の特性により事情が異なります。この要領を確認するとともに、指導教員との連携を密にして、学位取得に向けて入学後から計画的に取り組んでください。

総合医理工学研究科 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

総合医理工学研究科は、本学の理念と研究科の教育目標に則り、以下の知識と能力・技能等を十分培い、かつ、専攻ごとに定められた学位授与方針に合う知識と能力・技能等を有する学生に「博士」の学位を授与する。

1. 専門分野以外の課題を見渡すとともに自身の研究課題の社会的意義を再認識する俯瞰力。
2. 高度専門職業人・研究者として、科学・技術を発展させるための健全な倫理観。

総合理工学専攻 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

総合理工学専攻では、研究科及び専攻の教育目標に則り、以下の知識と能力等を十分培い、かつ、分野ごとに定められた学位授与方針に合う知識と能力等を有する学生に「博士」の学位を授与する。

1. 理工学系の専門分野における深い知識・卓越した技能。
2. 理工学系分野における課題の本質を見抜き解決方法を見出す洞察力。
3. 理工学系の専門分野近傍の課題に対して新たな知見・技術を生み出す応用力。

生命医工学専攻 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

生命医工学専攻では、研究科及び専攻の教育目標に則り、以下の知識と能力等を充分培い、かつ、分野ごとに定められた学位授与方針に合う知識と能力等を有する学生に「博士」の学位を授与する。

1. 医学と理工学の融合領域の専門分野における深い知識・卓越した技能。
2. 医学と理工学の融合領域における課題の本質を見抜き解決方法を見出す洞察力。
3. 医学系や理工学系の専門分野近傍の課題に対して新たな知見・技術を生み出す応用力。

目次

■はじめに.....	1
I. 学位審査の概要.....	3
1. 授与される学位について.....	3
2. 学位論文の審査体制と学位授与のプロセスについて.....	3
3. 学位論文審査及び最終試験の評価基準.....	4
4. 原著論文.....	5
5. 原著論文の投稿先の注意事項.....	5
II. 学位審査の申請.....	5
1. スケジュール.....	6
2. 申請書類の提出先.....	6
3. 申請書類.....	6
4. 学位論文の基本的な体裁.....	7
III. 学位論文と著作権.....	8
1. 掲載・出版された論文の著作権.....	8
(1)論文の著作権.....	8
(2)著作権の確認.....	8
2. 引用と転載.....	9
3. 共著者の同意.....	11
IV. 博士論文のインターネット公表.....	11
1. 学位論文の公表.....	11
2. 信州大学における「博士論文のインターネット公表」.....	11
3. eALPS による博士論文等の提出.....	14
4. DOI の付与.....	15
【付録】博士の学位に関する取扱細則.....	16

I. 学位審査の概要

研究に取り組み、その内容をまとめて論文を執筆します。執筆した論文を学術雑誌に投稿し、掲載されたものを学位論文の基礎となる原著論文とします。この原著論文を基礎として博士の学位論文を執筆して学位を申請し、審査を受けて合格した場合に学位が授与されます。

博士の学位論文は、法令によりインターネットで公表することが定められています。最終的にインターネットで公表することに留意して、学位論文を作成してください。

1. 授与される学位について

(1) 学位の種類

(信州大学学位規程第2条第2項)

・課程博士（甲）

本総合医理工学研究科の博士課程に入学して、複数の指導教員の指導の下で研究を行い、在籍期間中に博士論文を提出した者に授与される学位です。

・論文博士（乙）

本学に学位論文を提出し、博士論文審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了したものと同等以上の学力があると認定された者に授与される学位です。

修了に必要な単位を修得して退学（単位修得退学）した後に学位論文を提出し、学位を授与された場合が該当します。

(2) 学位に付記する専攻分野の名称

学位審査において学生の履修・研究内容や学位論文の内容を審査した上で、学位の分野を決定します。各専攻・分野で博士の学位に付記する専攻分野の名称は、以下のとおりです。

専攻	所属分野	授与される学位
総合理工学専攻	ファイバー工学分野	博士（工学）、博士（農学）、博士（学術）
	エネルギー・システム工学分野	博士（工学）、博士（学術）
	物質創成科学分野	博士（理学）、博士（工学）、博士（学術）
	山岳環境科学分野	博士（理学）、博士（農学）、博士（学術）
	生物・生命科学分野	博士（農学）、博士（理学）、博士（学術）
	数理・社会システム科学分野	博士（理学）、博士（工学）、博士（学術）
生命医工学専攻	生命工学分野、生体医工学分野	博士（医工学）

2. 学位論文の審査体制と学位授与のプロセスについて

予備審査では、主指導教員と2名以上の主指導教員以外の教員の合計3名以上による予備審査委員会を設置し、審査を行います。

本審査では、審査委員長（主査）と3名以上の審査委員（副査）の合計4名以上による学位審査委員会を研究科内に設置します。学位審査委員会においては、本学以外の大学等の研究者を外部審査委員（副査）として少なくとも1名加えることにより、厳格な学位審査を行います。

①所定の期間在学して所定の単位を修得し、②本専攻の人材養成目的に適う、研究科及び所属する専攻・分野毎の学位授与方針に定めた知識・能力・技能等を身に付けたうえで、③学位審査委員会による学位論文の審査及び最終試験に合格することが、課程修了の必須条件となっ

ています。この条件を満たした学生に対して、最終的に研究科の委員会が学位授与を決定します。

3. 学位論文審査及び最終試験の評価基準

本専攻・コースでは、次のとおり学位論文審査及び最終試験の評価基準を定めています。学位論文の基礎となる原著論文が所定の編数以上、学術雑誌に掲載されていることが必要です。

また、学問分野の特性により認定基準が定められています。この認定基準を確認したうえで、適宜、指導教員（世話教員）の確認を受けながら作成してください。

「信州大学大学院総合医理工学研究科（博士課程）学位論文審査及び最終試験の評価基準」

【総合理工学専攻，生命医工学専攻3年制コース】

学位審査には、学位論文の提出を必要とする。所定の単位を修得し、学位論文を提出した者に対して、学位論文の審査と最終試験を行う。

学位論文の認定基準

各専攻，分野において、以下のとおり定める。

【総合理工学専攻，生命医工学専攻 3 年制コース】

1. 学位論文の基礎となる原著論文（以下「原著論文」という。）が筆頭著者又は主著者（原著論文の内容に最も貢献した著者）として、査読制度が確立されている学術雑誌に所定の編数以上掲載又は掲載予定（印刷中あるいは掲載許可済み）であること。
2. 前項に定める「学術雑誌」は、以下のものとする。
 - (1) Journal Citation Reports, Scimago Journal & Country Rank もしくは J-STAGE の最新版に掲載されたジャーナル及び出版社，または日本学術会議協力学術研究団体の発行する学会誌
 - (2) 総合理工学専攻又は生命医工学専攻3年制コースが認めたジャーナル
3. 認定基準の詳細については、各分野，各ユニット又は各コースの取り決めに拠るものとする。

最終試験の評価基準

最終試験は、学外審査委員を含む学位審査委員会のもとで公開の口頭試問により行い、次の基準により評価する。

1. 研究の目的・方法・結果および考察について十分に理解し、明確に説明できること。
2. 研究の内容について提起される質問について、論理的に説明できること。
3. 研究の将来展望について論述できること。
4. 当該研究分野に関する最先端の知識を有すること。
5. 関連する研究分野に関する基礎的な知識を有すること。

4. 原著論文

学位論文の基礎となる原著論文については、編数や筆頭著者等、学問分野の特性により取扱が異なります。特に次のような点を、指導教員と確認して、計画的に論文の作成を行ってください。

□筆頭著者又は主著者として認められること。

□投稿先の学術雑誌は、後述のようなハゲタカジャーナルではないこと。

□投稿から掲載までの一般的な期間が学位審査に間に合うスケジュールとなっていること。

(論文の査読から掲載までは一定の時間がかかります。雑誌によっては長期に及ぶことがあります)。

□学術雑誌に掲載された論文を博士論文に転載する予定である場合は、博士論文の一部として使用でき、かつ、インターネットで公表できることを学術誌の出版社または学会が許可していること。

5. 原著論文の投稿先の注意事項

認定基準において、学位論文の基礎となる原著論文が掲載される、学術雑誌の基準を定めています。

これは、いわゆる「粗悪学術誌」、「ハゲタカジャーナル」と呼ばれる不適切な雑誌や国際会議への投稿は、学位審査の実績としては認めない趣旨です。

投稿先を選ぶ際は、基準に該当しているか次のような点を確認し、また指導教員とも相談してください。

□Journal Citation Reports, Scimago Journal & Country Rank もしくは J-STAGE の最新版に収載されたジャーナル及び出版社、または日本学術会議協力学術研究団体の発行する学会誌である。

□投稿から受理までの査読期間が極端に短いことや、採択がされやすいことを宣伝している等の不審な点がない。

□雑誌名をインターネットで検索し、評判を確認した。また「ハゲタカジャーナル」等の語句で検索して表示されるリストに該当がない。

※下記Webサイト「Think.Check.Submit.」のような、適切な投稿先のチェックができるツールも活用してください。

<https://thinkchecksubmit.org/journals/japanese/>

II. 学位審査の申請

学位論文の審査は年2回、学期毎に行われます。審査の申請は、専攻が定める期間内に出願手続を行う必要があります。申請書類の様式は、信州大学総合医理工学研究科 Web サイトに掲載しています。

総合医理工学研究科 Web サイト

<https://www.shinshu-u.ac.jp/graduate/sogoiriko/students/degree.html>

学位論文の審査には、予備審査と学位論文審査(本審査)があります。本審査を受けるには、予備審査に合格することが条件となります。

1. スケジュール

学位論文の審査に係る手続きの概要は以下のとおりです。日程の詳細は申請希望者にお知らせします。「学位論文等本審査書類の提出」までに、修了に必要な単位を修得していること及び所属分野・ユニットの学位審査基準を満たしている必要があります。

手続き等（○は申請者が行うもの）	3月修了	9月修了
○博士学位授与に係る学位論文審査希望調査	10月初旬	4月中旬
○予備審査願等の書類提出	11月初旬	5月初旬
予備審査委員会・ユニット会議における審査	11月初旬～11月下旬	5月初旬～6月初旬
○学位論文等本審査書類の提出	1月上旬	7月上旬
学位論文審査委員会における審査	1月中旬～2月初旬	7月中旬～8月初旬
○学位論文発表会・最終試験	1月下旬～2月初旬	7月下旬～8月初旬
学位論文審査委員会における審査結果報告	2月初旬	8月初旬
専攻会議等による審議	2月中旬～3月上旬	8月下旬～9月上旬
学位授与の決定発表	3月上旬	9月上旬
○博士論文・審査結果要旨等提出	3月中旬	9月中旬
○博士学位論文機関リポジトリ登録申請書提出	〃	〃
○学位授与式	3月下旬	9月下旬
○インターネットによる公表	学位授与から1年以内	

※上記の日程は概要です。年度により異なるため、必ず大学の連絡を確認してください。

2. 申請書類の提出先

申請書類は、所属するキャンパスの学部学務窓口に提出します。

- ・松本キャンパス：理学部
- ・長野(工学)キャンパス：工学部
- ・伊那キャンパス：農学部
- ・上田キャンパス：繊維学部
- ・長野(教育)キャンパス：学生の所属専攻・分野による

3. 申請書類

手続き等	書類	3月修了	9月修了
予備審査願等の書類提出	1. 博士学位論文予備審査願：様式第1号 2. 博士学位論文の草稿：様式随意 3. 博士学位論文要旨の草稿：様式第2号の1 4. 発表論文目録（様式）及び別刷：様式第3号 5. その他参考論文	11月初旬	5月初旬
学位論文等本審査書類の提出	1. 博士学位論文審査申請書：様式第8号の1 2. 博士学位論文 3. 博士学位論文要旨：様式第9号 4. 発表論文目録（様式）及び別刷：様式第3号 5. 履歴書：様式第10号の1 6. 誓約書：様式第11号	1月上旬	7月上旬

	7. 学術誌に掲載済みの論文を転載する場合は、転載を許可していることを示す書類 8. その他参考論文（主指導教員から提出必要と指示された場合に限る） 9. 内容が既に共著刊行（予定）の場合は、共著者全員の承諾書：様式第 12 号		
学位授与決定後、書類提出	申請者は、eALPS により、下記の書類の PDF ファイルを登録 1. 博士学位論文 2. 論文内容の要旨 申請者は、下記の書類を主指導教員の確認を経て、大学院担当係に提出 ・博士学位論文機関リポジトリ登録申請書	3 月中旬	9 月中旬

4. 学位論文の基本的な体裁

下記は本学における基本的な論文執筆の体裁です。なお、学問分野や学会の慣例により異なる場合は、そちらに従うことも可能です。指導教員に確認しながら作成してください。

1) 用いる言語は、英語又は日本語とする。

本文が和文の場合は、論文題目、表紙も和文とする。

本文が英文の場合は、論文題目、表紙も英文とし、論文題目の和訳を併記すること。

2) ワードプロソフトで作成すること。

3) 用紙は A 4 白色紙を用い、縦位置で横書きとし、製本しないこと。

審査時の提出部数は、指導教員（世話教員）の指示に従うこと。

4) 表紙には、論文題目、専攻名、氏名を必ず記載すること。

5) 英文題目の表記は、題目の最初の単語及び固有名詞の一文字目のみ大文字とし、それ以外は小文字とすること。

6) 形式は特に規定しないが、図、表、写真も含めて、それぞれの学問分野に普遍的な形式を標準とすること。ただし、必ず要旨を付けること。

7) 引用文献は、原則として著者名（全員）、題目、学術雑誌名（又は書物名、編者名、出版社名、出版社所在都市など）、巻数、頁（始頁－終頁）及び発行西暦年をこの順序で明記すること。

引用に関する留意事項は、後述も確認すること。

8) 学術誌に掲載された論文を転載して、すなわち掲載論文の文章と図をそのまま使って学位論文を構成する場合は、基本的に掲載論文一報を学位論文の一章に割り当て、転載していることを示す文章を各章の最初に挿入すること。

9) 転載する論文の著者が複数の場合は、全ての著者の貢献内容を転載する文章の前に明示すること。

10) 審査合格後に提出する最終論文の電子データ形式は、PDFファイルとする。

表紙には、「信州大学審査学位論文」又は「Doctoral Dissertation (Shinshu University)」, 論文題目, 学位授与年月, 氏名を必ず記載すること。

※PDF ファイルの電子データ形式については、後述のIV-2における「博士論文のインターネット公

表について」の「*1 PDFについて」を確認してください。

※学位論文は、学術誌掲載論文を転載せずに掲載論文の内容を再構成し、共著者が行なった内容を含めるときは掲載論文を適時自己引用しながら、書き起こしてもよいです。この場合、図は自己盗用にならないように作り直すか、出版社の使用許可の必要性を確認してください。

※本学の学位を授与された博士論文は、機関リポジトリから確認できます。執筆の参考としてください。ただし転載に関する記述は2025年度から求めることになりました。

<https://soar-ir.repo.nii.ac.jp/>

転載の記述方法は例えば下記のリンク先にある博士論文が参考になります。

<https://ro.uow.edu.au/Theses>

Ⅲ. 学位論文と著作権

学位論文の作成にあたっては、他の論文の引用、共著者の存在、投稿論文の出版社や学協会等（以下、「出版者」という。）への権利譲渡など、著作権を適切に取り扱うことが必要となります。執筆の際は、審査のときのみならず、学位論文がインターネットで公表されることまでも含めて、適正な引用方法、権利関係の処理、法令の遵守等に留意することが必要です。

不適切な引用があった場合は、意図せずに論文の盗用や改ざん等の研究不正とされてしまうことがあります。また、執筆した論文における著作権上のトラブルは、その著者が自身の責任において対応することが求められます。学位論文は、研究者として求められる「研究活動をルールに則り自立してできること」、「倫理観を持って行うことができること」を示すものでもあることに留意してください。

この要領では、特に留意が必要な点を記載します。一般的な引用の記載方法は、各分野の慣例、ルールに則ってください。

1. 掲載・出版された論文の著作権

論文を執筆する際には、他の論文や図書、データや画像を使用します。このとき、「他人が著作権を持つ著作物」を論文で使用する場合は、引用と転載を適切に行う必要があります。

(1) 論文の著作権

学術論文の著作権は、著作者にある場合と、出版者に譲渡されている場合があります。出版者が著作権を持っている場合は、あなたが執筆、投稿した論文でも「他人が著作権を持つ著作物」に該当し、転載時には出版者から許可を得る必要があります。

後述のⅣにも記載しているとおり、大学の機関リポジトリに博士論文を登録するためには、発行する出版者等に許諾が得られたものである必要があります。

(2) 著作権の確認

自分が執筆した論文等について、学術雑誌に投稿・掲載しているものや、図書として出版されているものを転載して博士論文として公表できるかどうかは、出版者との契約内容によります。雑誌や出版社・学会によって、著作権の取扱が異なります。また、同じ論文でも、出版社版と著者最終原稿（ポストプリント、author's manuscript 等）とで取扱が異なる場合があります（出版社版、著者最終原稿についてはⅣを参照してください）。

論文を投稿する際は、雑誌・出版者における投稿規定・著作権規定や、著作権に関する許諾契約書を確認し、権利関係を理解しておく必要があります。多くの出版社・雑誌では、著作権

に関する規定を Web サイトに掲載して公表しています。

少なくとも次のような点は、雑誌に投稿するときに確認してください。

☐著作権は出版者に 譲渡する / しない

☐譲渡する権利の範囲

☐学術雑誌に掲載された自分の論文を、博士論文として使用できるか

☐その博士論文を機関リポジトリで公表できるか

☐投稿規定に明記されていない場合、出版者に確認した

※ 学位論文への利用については、英文誌の大手出版社の多くは転載許諾フォームを整備しており、申請さえすれば出典明記など最低限の条件で許諾されることが多い状況です。

機関リポジトリを通じた、学位論文のインターネット公表についてはⅣも確認してください。機関リポジトリ掲載の可否について調べる方法を記載しています。著者最終原稿については、出版社によっては機関リポジトリへの登録を認めているところが多いようです。また、掲載ができるまで論文発行後一定の期間（エンバゴ）を設けている場合もあります。

2. 引用と転載

「他人または出版社が著作権を持つ著作物」を論文で使用する場合は、引用と転載を適切に行ってください。

(1) 引用

引用の場合は、著作権者から許諾を得ずに著作物の利用ができます。ただし、様々な要件を満たす必要があり、適切な引用を行わないと著作権侵害となる場合があります。

著作権法では、次のとおり定めています。

「第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」

文化庁の Web サイトでは、この条項を次のように解説しています。

引用における注意事項

他人の著作物を自分の著作物の中に取り込む場合、すなわち引用を行う場合、一般的には、以下の事項に注意しなければなりません。

- (1) 他人の著作物を引用する必然性があること。
- (2) かぎ括弧をつけるなど、自分の著作物と引用部分とが区別されていること。
- (3) 自分の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること（自分の著作物が主体）。
- (4) 出所の明示がなされていること。（第 48 条）

・文化庁「著作物が自由に使える場合」、(参照 2023 年 2 月 24 日)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html

引用の方法については、学術誌等に別途規定されている場合や、学問分野の慣行により定められている場合があります。この要領のⅡ. 4. 7) では、引用文献の明記について標準的な記載方法を示しています。また引用者は「適切な引用」と考えていても、著作権者の側は「許諾が必要」と考える場合もあります。適切な引用となっているか、指導教員に確認するようにしてください。

(2) 転載

引用に該当しない場合、特に、学位申請者が執筆して学術誌に掲載された論文をそのまま学位論文の一部に利用するためには、著作権者（出版社）に転載を申請し、許諾を得る必要があります。許諾を得ることにより、その範囲内で自由に利用することができます。

転載の申請は、メールによる申請書面の送付や、出版社・学会の Web サイト上のフォームから申請します。また、著作権管理団体を通じて許諾申請することもあります。転載に当たり、使用料が必要となる場合もあります。また、転載の範囲が指定され、インターネット上の公表に制限がかかる場合もあります。

学位申請者が著者となっている掲載済みの論文を学位論文に転載することは多くの出版社が許可しており、またその場合において許可の申請を必要としない出版社もあります。その場合は学位申請時に、申請無しの転載を許可していることを示している Web ページのコピーを提出してください。

著作権者や申請内容により個別に判断されることとなるため、出版社の規定を確認して適切に、転載を行い、「盗用」とならないようにしてください。下記IV. に、許諾の手続きについての参考情報を記載しています。

学位論文に掲載論文を転載する場合は、転載している範囲を学位論文に示してください。掲載済みの論文一報を学位論文の一章に割り当てる場合は、転載していることを示す文章を各章のタイトルの下に挿入してください。転載していることを示す文章は、例えばアメリカ化学会の雑誌に掲載した論文を転載する場合は、

"Reprinted with permission from [COMPLETE REFERENCE CITATION]. Copyright [YEAR] American Chemical Society."

と指定されています（大文字部分は適切な文言を記入）。なお、機関リポジトリで公開するために論文の DOI も記載する必要があります。

<https://pubs.acs.org/pb-assets/acspubs/Migrated/dissertation-1632927826810.pdf>

各出版社によって指定されるフォーマットがあればそれに従い、なければ上記の例に含まれる情報と論文の DOI を記載してください。

転載する論文の共著者が複数いる場合、その論文に対する学位申請者と共著者の貢献を明確にする必要があります。よって上記の転載の許可を示す文章の後に、各著者の貢献内容を記載してください。下記に例を示します。

Declaration of contribution: I conducted the transient current and voltage measurements and UV visible spectroscopy measurements to obtain electron diffusion coefficients, charge recombination lifetime, and the amount of adsorbed dye molecules, respectively. I analyzed and interpreted the results of these measurements. Prof. A. Tanaka performed the DFT calculations. Assoc. Prof. B. Yamada designed and synthesized the dye molecules. I wrote most of the manuscript except for the sentences relevant to the DFT calculations and the synthesis.

今後投稿する予定の論文原稿を学位論文に用いる場合は、該当する章の内容が投稿予定であるこ

とと、投稿予定している論文のタイトル、著者リスト、各著者の貢献内容を説明する文章を、章の最初に挿入してください。

3. 共著者の同意

博士の学位申請に使用する論文については、共著（共同研究）者の承諾を得る必要があります。別紙様式第12号「承諾書」により、共著のうち該当する部分について、博士学位論文に使用することの承諾を、共著者全員から得てください。

論文の著作権は出版者等が持っている場合は、著作権的には出版者の同意を得ることで転載できますが、それとは別に「著作者人格権」及び研究倫理上の観点から必要となる手続きです。

IV. 博士論文のインターネット公表

1. 学位論文の公表

博士の学位を授与された者は、博士論文をインターネットにより公表することが我が国の法令で定められています（文部科学省 学位規則）。

学位授与大学の機関リポジトリに掲載して公表することとなり、本学では「信州大学機関リポジトリ」により『博士論文』、『博士論文の内容の要旨』、『博士論文審査の結果の要旨』を公表します。

<https://soar-ir.repo.nii.ac.jp/>

「博士論文のインターネット公表について」を確認し、必ず手続を行ってください。

※投稿先の出版社による論文のインターネット公開とは、別の手続です。

2. 信州大学における「博士論文のインターネット公表」

本学では博士論文のインターネット公表に関する取扱を次のとおり定めています。

【ポイント】

- ・公表対象：『博士論文』、『博士論文の内容の要旨』、『博士論文審査の結果の要旨』を公表
- ・公表方法：信州大学機関リポジトリにより行う。（<https://soar-ir.repo.nii.ac.jp/>）
- ・公表時期：学位授与日から1年以内。公表できない例外事由の定義と、その対応。
- ・提出方法：PDF データを eALPS により提出

博士論文のインターネット公表について

平成 25 年 7 月 9 日作成 令和元年 10 月 28 日一部修正
令和 2 年 7 月 8 日一部修正 令和 3 年 4 月 1 日一部修正
令和 5 年 4 月 1 日一部修正

信州大学

【趣旨】

学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）の改正（学位規則の一部を改正する省令（平成 25 年文部科学省令第 5 号）が平成 25 年 3 月 11 日に公布，平成 25 年 4 月 1 日から施行）により，博士論文の全文，博士論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨について，大学院における教育研究成果の電子化及びオープンアクセスの推進の観点から，インターネット公表することに伴い，本学として以下のとおり実施する。

1. 『博士論文』，『博士論文の内容の要旨』，『博士論文審査の結果の要旨』の公表方法について

- ・信州大学機関リポジトリにより行う。（URL <https://soar-ir.repo.nii.ac.jp/>）

2. 博士論文の公表について

- ・博士学位授与者全員を対象とし，原則として博士の学位を授与された日から 1 年以内に全文を公表する。学位授与前に学術雑誌等に掲載された（または，掲載予定の）博士論文についても行う。
- ・1 年以内に全文を公表できないやむを得ない事由がある場合は，全文に代えてその内容を要約したもの（以下，博士論文の要約）を公表し，事由が解消される公表可能日以降，全文を公表する。公表する時期は，『博士論文機関リポジトリ登録申請書』（様式）に指定した日とする。博士論文の要約とは，公表不可能な部分を除き，公表可能な概要に替えて，全体の内容を示したものである。
- ・やむを得ない事由がある場合の承認は当該研究科において行う。

3. 公表できないやむを得ない事由について

基本的には，以下のとおりとする。

- ・博士論文が，立体形状による表現を含む等の理由により，インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ・博士論文が，著作権保護，個人情報保護等の理由により，博士の学位を授与された日から 1 年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ・出版刊行，多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載，特許の申請等との関係で，インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が，博士の学位を授与された日から 1 年を超えて生じる場合
- ・その他，研究科がやむを得ないと認める場合

4. 提出について（別紙 フローチャート参照）

- ・博士学位授与者全員は博士論文の全文を提出する。やむを得ない事由により全文を公表できない者は，博士論文の要約と全文の両方を提出する。
- ・提出は電子データとし，電子データ形式は PDF*1 を基本とする。

- ・データによる提出が困難な場合は、印刷されたものを提出する。
- ・データの提出方法は eALPS または CD 等により行う。
- ・『博士論文機関リポジトリ登録申請書』（様式）を提出し、全文公表の可否、公表の時期、及び著作権の許諾について申告する。
- ・各研究科で指定する期日までに、指定された提出先へ提出する。

5. 博士論文の一部または全部が学術雑誌等に掲載されている（または掲載予定の）場合

- ・機関リポジトリへの登録について、出版社等への許諾の確認は、学位授与者本人が行う*2 が、附属図書館にも照会することができる。

照会先：附属図書館情報システムグループ

Email: library-soar2@shinshu-u.ac.jp

メールの件名を「博士論文リポジトリ登録に関する許諾確認について」とし、掲載論文の書誌事項（著者名、論文名、論文の掲載誌名、巻・号・ページ、出版年）を記載してください。

【出版社等からリポジトリ登録の条件が付されている事例】

下記の 1 つないし全てを記載する必要がある場合

（本文最終ページ記載例） 「Additional information」

- ・DOI（デジタルオブジェクト識別子）のリンク
- ・初出の書誌情報
- ・著作権表示（© 出版年 著作権者）

- ・博士論文を構成する雑誌論文について、機関リポジトリへ登録するのは、発行する出版社等に許諾が得られた、以下のいずれかとする。

- ①出版社版*3（別刷、冊子体のコピー、電子ジャーナルからダウンロードした PDF ファイル等）
- ②著者最終原稿*4
- ③学位授与者が所有する著者最終原稿に一番近い原稿
- ④①～③のいずれも許諾が得られない場合は、博士論文の要約とする。

6. 各研究科から附属図書館への博士論文等のデータの提出時期について

- ・附属図書館での機関リポジトリへの登録作業を考慮し、以下の時期を基準とする。

博士論文	}	学位を授与してから 2 か月以内
博士論文の内容の要旨		(3 月学位授与者分：翌年度の 5 月 31 日まで、
博士論文審査の結果の要旨		9 月学位授与者分：11 月 30 日まで)

*1 PDF について

国立国会図書館では以下のように指定している。

電子データ形式は、PDF（PDF/A（ISO 19005）が望ましい）を推奨します。また、長期的な保存及びアクセシビリティ確保のため、外部情報源（外部フォント等）を参照していないこと（フォントを埋め込んだファイルとすること）、暗号化、パスワードの設定、印刷制限等を行わないこと（文書を開くパスワードの設定及び印刷を制限するパスワードの設定は行わないこと）をお願い

いします。

(国立国会図書館 HP より <https://www.ndl.go.jp/jp/collect/hakuron/>)

***2 本人が行う確認方法について【例】**

下記のサイトにおいて、出版社名・学会名・雑誌名などから機関リポジトリへの許諾状況を検索することができる。

Sherpa Romeo (海外の出版社等) : <https://v2.sherpa.ac.uk/romeo>

学協会著作権ポリシーデータベース (日本の学会等) :

<https://jpcoar.repo.nii.ac.jp/page/133>

***3 出版社版**

著者の原稿をもとに雑誌等掲載用に出版社が編集・レイアウトしたもの。別刷、冊子体のコピー、電子ジャーナルからダウンロードした PDF ファイル等は、出版社版のため、機関リポジトリへの登録はほとんど認められていない。

***4 著者最終原稿 (ポストプリント, author's manuscript 等)**

著者版 (著者の手元にある原稿) のうち、査読が済み掲載許諾 (アクセプト) を受けることになった最終原稿のこと。誤字、脱字などの修正が行われ、出版社版*3 と完全に一致はしない場合があるが、最も内容が近いと考えられるもの。

出版社によっては、機関リポジトリへの登録を認めている所が多い。イギリスの SHERPA という団体が、世界の出版社を対象に調査した結果によると、90%以上の雑誌において著者が自分の論文を自分の所属機関のサイトで保存・公開することを認めている。

※上記の手続をまとめたフローチャートを下記 Web サイトに掲載しています。

https://www.shinshu-u.ac.jp/graduate/sogoiriko/docs/bl_1_1_besshi.pdf

3. eALPS による博士論文等の提出

公表する博士論文のデータは、eALPS により提出してください。提出用のファイル名は以下のとおりにしてください。

- ・博士論文【全文】: ronbun
- ・博士論文の内容の要旨: yoshi
- ・博士論文【要約】: ronbun_yoyaku

※eALPS により提出すると、個人が識別できるようにファイル名に自動で「学籍番号」と「氏名」が付与されます。

手続きの概要は、eALPS コース「博士論文」にアクセスし、提出用のページからファイルを提出するものです。提出期間内であれば、ファイルを差し替えることができます。詳細は下記 Web サイトに掲載されている図解つきの説明を確認してください。

総合医理工学研究科 Web サイト > 学位申請 > eALPS による博士論文等の提出方法

<https://www.shinshu-u.ac.jp/graduate/sogoiriko/students/degree.html>

4. DOI の付与

機関リポジトリに登録する博士論文は「DOI」が付与されます。

DOI (Digital Object Identifier デジタルオブジェクト識別子)

- ウェブ上の情報資源（論文等）一つ一つに付与される固有のIDです。
- ウェブ上のIDとしてはURLがありますが、URLは、サーバの移転や組織の統廃合等により変わる可能性があります。DOIは、そうした場合でも、常に同じIDで、同じ情報資源にアクセスすることを可能とする仕組みです。電子ジャーナルでは既に一般的に利用されています。
- 博士論文については、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第8条及び第9条に基づいて各大学が公開するものであり、永続的に同じURLでアクセスできることが望ましいため、各大学がDOIを付与しています。

DOIは次のような形式です。

「10. 50928/*****」

DOIの「10. 50928」の部分は信州大学に割り当てられた固有の数字です。「*****」の部分は機関リポジトリ内での一意の番号が入ります。附属図書館で機関リポジトリに論文を登録する際、自動的に採番・付与されます。上記DOIが付与された論文には、次のURLでアクセスできるようになります。

https://doi.org/10.50928/*****

論文の著者は、これを自分の博士論文のURLとして使用することができます。論文の書誌データ（本文は含まない。抄録がある場合は抄録を含む）が、ジャパンリンクセンター（DOIを管理する機関の一つ）のシステムを通じてオープンになります。

【付録】博士の学位に関する取扱細則

各様式は研究科 Web サイトに掲載しています。

<https://www.shinshu-u.ac.jp/graduate/sogoiriko/students/degree.html>

信州大学大学院総合医理工学研究科総合理工学専攻及び生命医工学専攻 3 年制コースにおける 博士の学位に関する取扱細則

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 信州大学大学院総合医理工学研究科総合理工学専攻及び生命医工学専攻 3 年制コース（以下「専攻等」という。）における博士の学位に関する取扱いについては、信州大学大学院学則（平成16年信州大学学則第 2 号）、信州大学学位規程（平成16年信州大学規程第19号）（以下「学位規程」という。）及び信州大学大学院総合医理工学研究科規程（平成30年信州大学規程第289号）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この細則において「課程申請者」とは、学位規程第5条第1項の規定により博士の学位論文の審査を申請する者をいう。

2 この細則において「論文申請者」とは、学位規程第5条第2項の規定により博士の学位を申請する者をいう。

3 この細則において、「研究指導教員」とは、信州大学大学院総合医理工学研究科総合理工学専攻及び生命医工学専攻 3 年制コースにおける担当教員選考細則（以下「選考細則」という。）第4条第3項第1号に定める研究指導教員をいう。

4 この細則において、「研究指導補助教員」とは、選考細則第4条第3項第2号に定める研究指導補助教員をいう。

5 この細則において、「主指導教員」とは、研究指導教員のうち課程申請者を主として担当している指導責任者をいう。

6 この細則において、「副指導教員」とは、研究指導教員のうち課程申請者を副として担当している指導者をいう。

第 2 章 課程修了による学位授与

(学位論文の提出資格)

第 3 条 専攻等に在学する者で学位論文の審査を受けることができる者は、専攻等に 2 年以上在学し、修了に必要な単位数以上を修得し、かつ専攻内予備審査による学位論文の申請資格の認定を受けたものとする。ただし、在学期間に関しては、「優れた研究業績」を上げた者については、博士課程に少なくとも 1 年は在学又は在学見込みであること（修士課程（他大学院も含む）を修了した者にあつては、修士課程の在学期間（上限 2 年）を含めて 3 年以上在学又は在学見込みであること）。

(論文受理の専攻内予備審査)

第 4 条 専攻等に在学する者で、学位論文の審査を希望するものは、その申請に先立ち、専攻内予備審査（以下「予備審査」という。）を受けなければならない。

(予備審査の申請)

第 5 条 予備審査を申請する者（以下「予備審査申請者」という。）は、次の書類の提出により、主指導教員を経て所属する分野の分野長（以下「分野長」という。）に申請しなければならない。

- 一 博士学位論文予備審査願（別紙様式第 1 号） 1 部
- 二 博士学位論文の草稿 所定の部数
- 三 博士学位論文要旨の草稿（別紙様式第 2 号の 1） 所定の部数
- 四 発表論文目録（別紙様式第 3 号）及び別刷 所定の部数
- 五 その他参考論文等 所定の部数

(予備審査の付託)

第 6 条 分野長は、予備審査の申請があつた論文について、ユニット長又は 3 年制コース長（以下「ユニット長等」という。）に論文の予備審査を付託する。ユニット長等は、予備審査委員会を設定し、予備審査委員会は、当

該論文が学位授与の審査に値するか否かを審査し、論文受理の可否及び博士の学位に付記する専攻分野の名称について検討及び指導するものとする。

（予備審査の申請時期）

第7条 予備審査申請者が、第5条による申請時期は、原則として学位授与申請時期の2か月前とし、各専攻長が決める。

（予備審査委員会）

第8条 予備審査委員会は、主指導教員及び主指導教員が選定する本研究科の研究指導教員2名以上をもって組織する。

2 予備審査委員として必要があるときは、前項に本研究科の研究指導補助教員並びに他の大学院又は研究機関等の教員等を加えることができる。

3 予備審査委員会に委員長を置き、委員の中から選出する。このとき、主指導教員を審査委員長にすることができるものとする。

（予備審査結果の報告）

第9条 予備審査委員会は、予備審査終了後、予備審査結果報告書（別紙様式第4号）及び予備審査委員全員の予備審査結果審査委員報告書（別紙様式第5号）（以下、「予備審査結果報告書等」という。）をユニット長等に提出する。

2 ユニット長等は、予備審査の結果について、総合理工学専攻はユニット会議を、生命医工学専攻3年制コースは分野3年制コース会議（以下「ユニット会議等」という。）において審議する。

（キャンパス博士課程教員会議での審議）

第10条 ユニット長等は、前条第2項において承認後、予備審査結果報告書等を、信州大学大学院総合医理工学研究科総合理工学専攻の委員会等の組織及び運営に関する内規第18条及び信州大学大学院総合医理工学研究科生命医工学専攻の委員会等の組織及び運営に関する内規第12条に定めるキャンパス博士課程教員会議（以下「博士課程教員会議」という。）に提出するものとする。

2 前項により予備審査報告書等の提出を受けた博士課程教員会議は、当該キャンパスにおける予備審査について、適正に行われたか否かについて審議する。

3 前項の審議の結果、適正に行われているものと判断した場合は、当該キャンパスの博士課程教員会議議長（以下「議長」という。）は、分野長にその旨を報告するものとする。

4 第2項の審議の結果、適正に行われていないものと判断した場合は、当該ユニット長等に報告する。

5 前項の報告を受けたユニット長等は、当該予備審査委員会に再審査の実施を通告する。

（予備審査結果の通知）

第11条 分野長は、主指導教員を通じて、予備審査の結果を、予備審査申請者に通知するものとする。

（審査委員候補者の選出）

第12条 予備審査委員長は、予備審査合格者に対し、学位論文審査委員候補者として3名以上の本研究科の研究指導教員及び1名以上の他の大学院又は研究機関等の教員等（以下「他大学院教員等」という。）を選出し、「博士学位論文（甲）審査委員候補者名簿」（別紙様式第6号の1）を作成すると共に、分野長を経て当該キャンパスの博士課程教員会議に提出するものとする。ただし、学位論文審査委員候補者には上記以外に本研究科の研究指導補助教員を加えることができる。

2 前項における他大学院教員等の選出にあたっては、当該候補者の研究歴を含む博士学位論文審査委員候補者履歴書（別紙様式第7号）も併せて提出する。

3 博士課程教員会議は、学位論文審査委員候補者について審議し、疑義等が生じた場合は、予備審査委員長に説明を求めるものとする。

4 分野長は、前項による審議の結果、学位論文審査委員候補者が認められた場合は、博士学位論文（甲）審査委員候補者名簿（別紙様式第6号の1）を専攻長に提出するものとする。

（学位論文等の提出）

第13条 第6条の規定による予備審査の結果及び第10条第2項による審議の結果、論文受理が可能となった場合、課程申請者は次に掲げる書類（以下「学位申請書類等」という。）を主指導教員の確認の後、研究科長を経て学長に提出するものとする。

- | | | |
|---|------------------------|-------|
| 一 | 博士学位論文審査申請書（別紙様式第8号の1） | 1部 |
| 二 | 博士学位論文 1編 | 所定の部数 |
| 三 | 博士学位論文要旨（別紙様式第9号） | 所定の部数 |
| 四 | 発表論文目録（別紙様式第3号） | 所定の部数 |
| 五 | 履歴書（別紙様式第10号の1） | 所定の部数 |
| 六 | その他参考論文等 | 所定の部数 |
| 七 | 誓約書（別紙様式第11号） | 1部 |
| 八 | 承諾書（別紙様式第12号）※該当者のみ | 1部 |

（学位授与の申請時期）

第14条 学位授与の申請は、在学中に行うものとし、学位申請書等を提出する時期は、1月及び7月の所定の期間とする。

（審査委員会）

第15条 研究科長は、学位授与の申請のあった論文について審査するため、専攻長による審査委員候補者の推薦に基づき、審査委員を決定する。

- 2 前項において、専攻長は課程申請者、論文題目、主指導教員、副指導教員及び審査委員候補者の一覧を資料として提出するものとする。
- 3 審査委員会に、審査委員長を置き、論文及び博士の学位に付記する専攻分野の名称の審査等の総括を行うものとする。この場合、主指導教員を審査委員長にすることができる。

（公聴会）

第16条 学位論文の審査の一環として、公聴会を公開で開催するものとし、審査委員長はその司会者となる。

- 2 課程申請者は、公聴会で、論文の発表を行うものとする。
- 3 審査委員会は、公聴会の日程等を定め、課程申請者に通知するとともに、これを開催日の1週間前までに公示するものとする。

（学位論文の審査等）

第17条 審査委員会は、学位論文の審査、最終試験及び博士の学位に付記する専攻分野の名称の審査（以下、「学位論文の審査等」という。）を実施する。

- 2 審査委員長は、最終試験の実施に関し、必要な事項を課程申請者に通知するものとする。
- 3 最終試験は、論文の内容を中心として、これに関連ある科目について口頭試問により行う。
- 4 学位論文の審査及び最終試験の成績は、論文審査と最終試験を別に判定し、評価は合否で表す。
- 5 審査委員会は学位授与の可否に関する意見をまとめ、学位論文の審査等を終了するものとする。

（学位論文の審査等の結果の報告）

第18条 審査委員長は、学位論文の審査等が終了したときは、博士学位論文審査及び最終試験結果報告書（別紙様式第13号の1）及び審査委員全員の学位論文審査結果審査委員報告書（別紙様式第14号）（以下「学位論文審査報告書等」という。）を博士課程教員会議に提出するものとする。

- 2 博士課程教員会議は、当該キャンパスにおける博士学位論文審査について、適正に行われたか否かについて審議すると共に、学位論文審査報告書等の記載内容の確認を行うものとする。
- 3 前項の審議及び確認の結果、適正に行われているものと判断した場合は、当該キャンパスの議長は、審査委員長にその旨を報告するものとする。
- 4 審査委員長は、前項による報告を受けた場合は、学位論文審査報告書等を専攻長に提出する。
- 5 第2項の審議及び確認の結果、適正に行われていないものと判断した場合は、当該委員長に説明を求めると共に、別刷等資料の提出及び記載内容の変更を求めることができる。
- 6 審議の結果、適正に行われていないものと判断した場合は、当該審査委員会に再審査の実施を通告する。

（学位論文の審査等の審議、議決）

第19条 専攻長は、前条第4項により学位論文審査報告書等の提出を受けた場合、総合理工学委員会又は生命医工学委員会を開催し、課程申請者の学位論文の審査等の合格又は不合格について審議し、議決する。

- 2 専攻長は、前項の委員会に課程申請者、論文題目、主指導教員及び副指導教員、審査委員、論文審査の結果、最終試験の結果、博士の学位に付記する専攻分野の名称、学位論文の審査等の合格又は不合格に関する意見の一覧を審査資料として提出するものとする。

- 3 専攻長は、第1項により議決した場合は、研究科長に報告する。
- 4 研究科長は、前項の報告を受けた場合は、学位論文の審査等の審議の結果を学長に報告するものとする。

(学位授与等)

第20条 学長は、前条第4項の報告を受け、学位を授与すべき者には、総合理工学専攻の課程申請者には博士(学術)、博士(理学)、博士(工学)又は博士(農学)の学位記を、生命医工学専攻3年制コースの課程申請者には博士(医工学)の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

- 2 前項の学位記の授与は、3月、9月に行うものとする。

第3章 論文提出による学位授与

(学位論文の提出資格)

第21条 学位規程第5条第2項の規定により、博士課程を経ない者で、論文を提出し、博士(学術)、博士(理学)、博士(工学)、博士(農学)又は博士(医工学)の学位を申請することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者。
- 二 修士の学位を授与された後、4年以上の研究歴を有する者。
- 三 学士の学位を授与された後、7年以上の研究歴を有する者。
- 四 その他専攻等が認めた者。
- 2 前項第2号及び第3号の研究歴とは次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 大学又は大学院の専任教員として研究に従事した期間
 - 二 大学又は大学院の研究生として研究に従事した期間
 - 三 大学院の学生として在学した期間
 - 四 各種の研究機関、団体、企業等において、研究者(専任)として研究に従事した期間
 - 五 その他専攻等が認めた期間

(論文受理の専攻内下見審査)

第22条 論文申請者は、その申請に先立ち、学位論文の草稿の下見審査(以下「下見」という。)を受けなければならない。

- 2 論文申請者は、学位論文の草稿の内容に関係の深い学問領域をもつ専攻等の研究指導教員(以下「世話教員」という。)に、下見を申し出るものとする。

(下見願等の提出)

第23条 前条の世話教員は、学位論文の草稿の学問領域との関連性等を確認した上、学位授与の申請に先立ち、論文申請者に次の書類を提出させるものとする。

- 一 博士学位論文草稿下見願(別紙様式第15号) 1部
- 二 博士学位論文の草稿 所定の部数
- 三 博士学位論文要旨の草稿(別紙様式第2号の2) 所定の部数
- 四 発表論文目録(別紙様式第3号)及び別刷 所定の部数
- 五 履歴書(別紙様式第10号の2) 所定の部数
- 六 その他参考論文等 所定の部数
- 2 世話教員は、前項の書類を世話教員の所属する分野長に提出するものとする。

(下見の申請時期)

第24条 論文申請者が、前条の書類を提出する時期は随時とする。

(下見の付託)

第25条 分野長は、学位論文草稿の下見の申請があった場合、下見委員会に下見を付託する。

(下見委員会)

第26条 下見委員会は、第8条の規定を準用し、「主指導教員」は「世話教員」に読み替える。

- 2 下見審査は、第6条及び第8条の規定を準用して世話教員の属する分野内(以下「世話分野」という。)で行うものとする。なお、生命医工学専攻の場合は、当該分野の3年制コースで行うものとする。

(学位論文の提出資格の認定)

第27条 下見委員会は、論文申請者の学位論文提出資格の有無の審査の必要があると認めたときは、論文申請者に次の書類を提出させ、分野会議の議を経て、当該専攻長に学位論文提出資格審査委員会の開催を求めることができる。

- 一 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書 1部
- 二 研究従事内容証明書（別紙様式第16号） 1部
- 三 その他必要と認められた書類 1部

（学位論文提出資格審査委員会）

第28条 前条に規定する学位論文の提出資格の有無を審議するため、専攻等に学位論文提出資格審査委員会を置く。

- 2 学位論文提出資格審査委員会は、総合理工学専攻は専攻長及び各分野長を、生命医工学専攻3年制コースは生命工学分野及び生体医工学分野の3年制コース長及び各分野から研究指導教授各1名をもって組織する。
- 3 学位論文提出資格審査委員会は、下見委員長より申し出のあった学位申請希望者の学位論文提出資格の有無を判定し、その結果について専攻長を経て、下見委員会の委員長に通知するものとする。

（下見結果の報告）

第29条 下見委員会の委員長は、下見終了後、博士学位論文草稿下見結果報告書（別紙様式第17号）及び下見審査委員全員の下見審査結果審査委員報告書（別紙様式第18号）（以下「下見結果報告書等」という。）をユニット長等に提出する。

- 2 ユニット長等は、下見の結果についてユニット会議等において審議する。

（キャンパス博士課程教員会議での審議）

第30条 ユニット長等は、前条第2項において承認後、下見結果報告書等を、博士課程教員会議に提出するものとする。

- 2 前項により下見結果報告書等の提出を受けた博士課程教員会議は、当該キャンパスにおける下見審査について、適正に行われたか否かについて審議する。
- 3 前項の審議の結果、適正に行われているものと判断した場合は、当該キャンパスの議長は、分野長にその旨を報告するものとする。
- 4 第2項の審議の結果、適正に行われていないものと判断した場合は、当該ユニット長等に報告する。
- 5 前項の報告を受けたユニット長等は、当該下見審査委員会に再審査の実施を通告する。

（下見結果の通知）

第31条 分野長等は、世話教員を通じて下見の結果を論文申請者に通知するものとする。

（審査委員候補者の選出）

第32条 第12条第1項～第4項に準ずるものとする。この場合において、第12条第1項及び第3項中「予備審査」とあるのは「下見審査」と、第12条第1項及び第4項中「別紙様式第6号の1」とあるのは「別紙様式第6号の2」と読み替えるものとする。

（学位論文等の提出）

第33条 第22条の規定により下見審査の結果、論文受理が可能となった場合、次に掲げる書類等を世話教員の確認の後、研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 一 博士学位論文審査申請書（別紙様式第8号の2） 1部
（単位修得退学後1年以内に申請する場合は別紙様式第8号の3）
- 二 博士学位論文 1編 所定の部数
- 三 博士学位論文要旨（別紙様式第9号） 所定の部数
- 四 発表論文目録（別紙様式第3号） 所定の部数
- 五 履歴書（別紙様式第10号の2） 所定の部数
- 六 その他参考論文等 所定の部数
- 七 誓約書（別紙様式第11号） 1部
- 八 承諾書（別紙様式第12号）※該当者のみ 1部
- 九 学位論文審査手数料

（学位授与の申請時期）

第34条 論文申請者が、学位授与申請書等を提出する時期は、1月、7月の所定の期間とする。

(審査委員会)

第35条 第15条第1項～第3項に準ずるものとする。

(公聴会)

第36条 第16条第1項～第3項に準ずるものとする。

(学位論文の審査等)

第37条 審査委員会は、学位論文の審査、学力の確認及び博士の学位に付記する専攻分野の名称の審査（以下、「論文申請者の学位論文の審査等」という。）を実施する。

2 審査委員長は、学力の確認の実施に関し必要な事項を、論文申請者に通知するものとする。

3 学力の確認は、論文申請者が博士課程を修了した者と同等以上の学力を有するかについて、次により確認するものとする。

一 論文の内容に関連ある世話分野の主要科目について、研究能力の有無を判定するため、口頭試問又は筆記試験を行う。

二 1種類の外国語について、専門の学術研究を行うに十分な外国語の素養があるかどうかを判定するため、口頭試問又は筆記試験を行う。

4 学位論文の審査及び学力の確認の成績は、論文審査と学力の確認を別に判定し、評価は合否で表す。

5 学力の確認の評価は、本条第3項第1号及び第2号を総合判定するものとする。

6 審査委員会は、学位論文の審査及び学力試問の合否に関する意見をまとめ、論文申請者の学位論文の審査等を終了するものとする。

(学力の確認の免除)

第38条 専攻等において、所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し退学した者が、退学後3年以内に学位を申請するときは、前条の規定にかかわらず、学位規程第14条第2項の試問を免除する。

(課程修了による学位授与の規定の準用)

第39条 学位論文の審査等の結果の報告、審議、議決及び学位授与等については、第18条から第20条での規定を準用する。この場合において、第18条第1項中「別紙様式第13号の1」とあるのは「別紙様式第13号の2」と読み替えるものとし、第19条第2項に規定する審査資料は、論文申請者、論文題目、最終学歴及び現職、世話分野及び世話教員、審査委員、論文審査の結果並びに学力の確認の結果に関する意見の一覧を資料とする。

第4章 雑 則

(学位論文等の公表)

第40条 博士の学位を授与した学位論文、博士論文の内容の要旨及び博士論文審査の結果の要旨は、学位規程第18条並びに第19条に基づき、信州大学機関リポジトリに登録し、公表するものとする。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

(略)

附 則

この細則は、令和4年10月1日から施行する。

※この要領の作成に当たっては、本学各規定や手引のほか、下記を参考としました。

東京大学情報システム部情報基盤課学術情報チーム（デジタル・ライブラリ担当）『博士論文と著作権 第3.2版』 2016.1.18